

## 指導行政のポイント

### 被災地に“教員派遣”する方法

菱村 幸彦

東日本大震災では、被災地への人的協力として、様々な方法で教員派遣が行われている。そこで、教員の派遣について、どのような方法があるかを整理してみよう。

#### 短期派遣なら職専免か出張命令で

まず、短期的派遣には、次の方法がある。

〔1〕ボランティア休暇 地方公務員の特別休暇として、ほとんどの都道府県でボランティア休暇を定めている。ボランティア休暇とは、「職員が自発的、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合」に1年に5日に限って認める休暇である。大規模地震などの災害が発生した被災地における支援活動には、ボランティア休暇が認められる。

〔2〕職務専念義務の免除 ボランティア休暇の取得のほか、被災地の支援活動に従事するため、教育委員会は教員の職務専念義務を免除することができる。東日本大震災について、文部科学省は、初等中等教育企画課長通知（平成23年3月15日付け）で「教職員が今回の災害に関し、防災、救助活動その他必要なサービスについて積極的な協力が行えるよう、職務専念義務の免除等について格段の配慮を行うこと」を求めている。

〔3〕公務出張による派遣 教育委員会が公務出張命令により教員を派遣する方法である。教育委員会の職務命令による派遣であるから、ボランティア休暇等とは違い、組織的で効率的な支援活動が可能となる。この点についても、文部科学省は、初等中等教育企画課長通知（平成23年3月23日付け）で「学校運営が本格的な復旧に至るまで、学校教育活動の支援のために、当座、他の教育委員会からの短期的な教職員等の派遣が必要」と述べ、公務出張による教員派遣を促している。

横浜市教委は、夏休み中に3日間のローテーショ

ンで延べ1000人の教員を宮城県石巻市に派遣するというが、これは公務出張で派遣する。

#### 長期派遣には自治法派遣を活用

次に、長期的派遣には、次の方法がある。

〔4〕自治法派遣 地方自治法に定める地方公務員の派遣制度である。地方自治法第252条の17は、自治体の長または委員会は、他の自治体の長または委員会に対し、職員の派遣を求めるとできると定めている。この場合、派遣職員は、派遣元の自治体の職員の身分と派遣先の自治体の職員の身分をあわせ持つことになる。

今回の震災で、東京都教委は、自治法派遣で宮城県に68名の教員を一挙に派遣した。ただ、この制度は一般公務員を前提とした制度であるので、教員の派遣には使い勝手が悪い。

とくに、県費負担教職員は、服務監督者と任命権者が分かれているため、都教委が宮城県に教員派遣した際、市町村小・中学校職員を、まず都立学校教員に併任し、それを宮城県立学校教員に併任したうえで、派遣先の市町村立学校の教員に併任するという複雑な手続がとられた。教員派遣に即応した法的整備が求められている。

〔5〕割愛による派遣 派遣元と派遣先の教育委員会が協議したうえで、派遣元教委が一定期間後に元に戻すことを条件に、いったん教員を割愛し（退職扱い）、派遣先教委がその教員を任用する方法で行われる。これには本人の同意が必要である。

〔6〕兼職による派遣 派遣される教員は、派遣元教委の身分を持ったまま、教育公務員特例法17条により、派遣先教委から兼職の発令を受ける方法である。この場合は、派遣元と派遣先の双方の教育委員会からの兼職発令が必要となる。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●最新刊好評発売中！

保護者が注目する工夫・アイデアが満載！

## 『ちょっとした工夫でもっと注目される「学校ホームページ」』

玉置崇／堀田龍也【編】 B5判／148頁／定価2,415円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）